一般社団法人西海市スポーツ協会長崎県民スポーツ大会

西海市予選会運営費補助金交付要綱

（趣旨）

1. 一般社団法人西海市スポーツ協会（以下「本会」という。）は、長崎県民スポーツ大会西海市予選会（以下「予選会」という。）を行う本会加盟団体（以下「団体」という。）に対し、予選会の運営費を補助するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによる。

（補助対象団体）

1. 予選会を主管する加盟団体とする。

（補助金の額）

1. 補助金の額は、次の第１号の額に第２号の交付区分に応じた加算額の合

計額とする。

1. 団体割　１団体あたり１０，０００円。
2. 参加者数割

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付区分 | 参加者数 | 加算額 |
| １ | １０人以下 | なし |
| ２ | ５０人以下 | １０，０００円 |
| ３ | １００人以下 | ２０，０００円 |
| ４ | １５０人以下 | ３０，０００円 |
| ５ | ２００人以下 | ４０，０００円 |
| ６ | ２０１人以上 | ５０，０００円 |

（補助金の申請）

1. 当該団体は、次に掲げる書類を事業開催前14日までに本会に提出する

ものとする。

1. 補助金交付申請書（別記様式１）
2. 実施要項
3. 参加者名簿

（補助金の交付）

1. 本会が前条の申請書を受理した場合は、14日以内に当該団体に支払うも

のとする。この場合、預貯金口座振込による。

（実績報告）

第６条　当該団体は予選会が終了したときは、速やかに実績報告書（別記様式２号を本会に提出するものとする。

２　第３条第２号に定める交付区分に変更が生じた場合は、過不足額を精算し追加又は返還するものとする。

（補助金の確定）

第７条　本会は前条の書類を審査し、補助金を確定したときは、補助金交付確定通知書（別記様式３）を当該団体に送付する。

附　則

この要綱は平成２９年６月１日から施行する。

別記様式１（第４条関係）

令和　　年度一般社団法人西海市スポーツ協会長崎県民スポーツ大会

西海市予選会運営費補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人西海市スポーツ協会会長　様

加盟団体名

会長名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

競技を開催いたしたく、当該事業に対する補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額　　　　　　　　　　円

振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 銀行名 | 　　　　　　　　銀行 |
| 支店名 | 　　　　　　　　支店 |
| 種類 | 普通・当座 |
| 口座番号 |  |
| 名義人 | （ふりがな） |

添付書類

１　実施要項

２　参加者名簿

別記様式２（第６条関係）

令和　　年度一般社団法人西海市スポーツ協会長崎県民スポーツ大会

西海市予選会実績報告書

令和　　年　　月　　日

一般社団法人西海市スポーツ協会会長　様

加盟団体名

会長名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　令和　　年　　月　　日付で交付された当該事業について、予選会を終了したので下記のとおり報告します。

記

交付区分の変更　１　無

　　　　　　　　　２　有（申請時　　　　　　名→実績　　　　　　名）

別記様式３（第７条関係）

令和　　年度一般社団法人西海市スポーツ協会長崎県民スポーツ大会

西海市予選会補助金確定通知書

西海市ス協第　　号

令和　　年　　月　　日

加盟団体名

会長名

一般社団法人西海市スポーツ協会

会　長　　　　　　　　　㊞

　令和　　年　　月　　日付で交付決定をした当該事業に対する補助金額について、次のとおり確定したので通知します。

　１　交付確定額　　　　　　　　　　　円

　２　既交付済額　　　　　　　　　　　円

　３　精　算　額　　　　　　　　　　　円

（　　）過払い分の返還

* + 月　　日までにスポーツ協会まで現金を持参していただくか、次の口座へ振込んで下さい

|  |  |
| --- | --- |
| 銀 行 名 | 十八親和銀行大瀬戸支店 |
| 種　　類 | 普通 |
| 口座番号 | ３０２４４９０ |
| 口座名義 | （ふりがな）いっぱんしゃだんほうじんさいかいしすぽーつきょうかい |
| 一般社団法人西海市スポーツ協会　　 |

　（　　）不足分の支払い　　　　　　　円

令和　　年度

加盟団体名

参　加　者　名　簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 氏名 | 年齢 | 所属 | No | 氏名 | 年齢 | 所属 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |